

## 鍵かけは全ての防犯の基本です

### 全国地域安全運動 10月11日～10月20日

●お問い合わせ／市まちづくり推進課市民相談室 ☎26-5726

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに、10月11日～20日に

全国地域安全運動が実施されます。運動の重点は「声掛け・児童虐待など子どもや女性の犯罪被害の防止」「振り込め詐欺、利殖勧誘事犯の被害防止」「施錠の徹底による住宅対象侵入犯罪の防止」「地域を見守る青パト活動の拡大と街頭防犯カメラなど防犯設備の拡充等による犯罪の防止」の4点です。

#### 酒田警察署管内の犯罪傾向

本年7月末までの酒田警察署管内の自転車盗は前年同期11件減の44件、車上ねらいが同2件減の18件、万引きが同13件減の33件と減少していますが、残念ながら侵入窃盗が同1件増の15件となっています。

#### 万引きは「窃盗」として犯罪です

「たかが万引き」と思っていないか。万引きは、大きな犯罪の入り口です。大人も子どもも万引きは絶対しない、させない、見逃さないという運動を地域ぐるみで実

施しましょう。

#### 鍵かけは、全ての防犯の基本です

侵入窃盗、車上ねらい、自転車盗などは、鍵をかけることで被害を未然に防ぐことができます。少しの時間だから大丈夫だろうと鍵をかけないでいることはありませんか。

出掛ける前に家の戸締りを確認する。自転車は、ツーロック（鍵を2つかける）する。自動車は必ずキーを抜きドアロックする。今一度家族みんなで確認しましょう。



#### 振り込みを急がせる電話に要注意

「オレオレ詐欺」に代表される振り込め詐欺は、依然として後を絶ちません。振り込みを急がせる場合は、一旦電話を切って家族などに相談しましょう。

## 障害者虐待防止法をご存じですか

●お問い合わせ／市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733

虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者の負担の軽減などにより、障がい者の権利を守ることを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が2年前から施行されています。

#### 障がい者への虐待とは

法律では、次の5つを虐待として規定しています。

- 【**身体的虐待**】たたく、つねる、ベッドに縛りつけて拘束するなど
- 【**介護や世話の放棄・放任**】食事を十分に与えない、不衛生な環境で生活させるなど
- 【**心理的虐待**】怒鳴る、無視するなどの精神的苦痛を与えるなど
- 【**経済的虐待**】必要なお金を渡さない、本人のお金を意思に反し使うなど
- 【**性的虐待**】性的な嫌がらせをする、本人の前でわいせつな言葉を発するなど

#### ●虐待に気付いたら

虐待を受けている障がい者を発見したら、速やかに下記へ通報してください。

【月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(休日を除く)】市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733、☎23-2258

【夜間休日など】市役所宿直室 ☎22-5111

#### ●虐待対応の流れ

障がい者虐待については、市が発見者からの通報を受け、事実確認などを行った後、虐待のケースによって下表のような対応を行います。

ケース	対応機関	具体的対応
養護者(家族など)による虐待	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認(家屋への立ち入り調査など)</li> <li>・障がい者の一時的保護などの措置</li> </ul>
障がい者福祉施設の職員による虐待	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・施設へ指導・勧告などの措置</li> <li>・措置の公表</li> </ul>
会社などでの使用者による虐待	労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認</li> <li>・会社などへの指導・勧告などの措置</li> <li>・勧告などの措置</li> <li>・措置の公表</li> </ul>

## 市民健康講演会

●お問い合わせ／市健康課健康係 ☎24-5733

日時／11月8日(土)午後2時～3時30分

場所／市民健康センター(船場町)

内容／NPO法人日本ケア・カウンセリング協会代表理事 臨床心理士 品川博二氏の講演  
「レジリエンス(心的復元力)の心理学／ストレスに負けない心の持ち方」

費用／無料

申し込み／当日会場へ



講師／品川博二氏

## 高齢者インフルエンザ予防接種

●お問い合わせ／市健康課保健予防係 ☎24-5733

予防接種は発症防止や、特に重症化防止に有効です。ただし、この予防接種は自らの意思で希望する方が受けるもので、義務ではありません。

対 象	本市に住民登録をしている次のいずれかに該当する方 ① 65歳以上の方 ② 60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがある方で、身体障害者手帳1級に相当する方 ◆対象年齢の前日から受けることができます。
実施期間	10月15日(水)～12月28日(日) ◆医療機関に確認してください。
接種場所	かかりつけ医やお近くの予防接種協力医療機関 ◆実施の有無、予約については医療機関に確認してください。
持ち物	健康保険証 ②の方は身体障害者手帳や医師の診断書など
費 用	1,500円(接種料金3,000円から市負担額1,500円を差し引いた額) ●生活保護世帯・市民税非課税世帯の方 生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は接種費用が無料です。該当する方は事前に費用軽減対象者証明書の交付を受けてください。 生活保護世帯の方／市福祉課福祉援護係 ☎26-5730に問い合わせてください 市民税非課税世帯の方／市健康課保健予防係、各総合支所地域振興課健康福祉係で申請してください 【持ち物】印鑑、申請者本人を証明する書類(免許証、保険証など) 【受付期間】10月15日(水)～12月26日(金)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) ◆他市町村の医療機関で受ける場合は自己負担額が異なる場合があります。

## 高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成額・接種方法

●お問い合わせ／市健康課保健予防係 ☎24-5733

助成額／4,000円

◆接種料金は、医療機関が定める接種料金から市の助成額4,000円を引いた額が自己負担になります。

接種方法／かかりつけ医または予防接種協力医療機関に直接申し込み(市健康課への事前申し込みは必要ありません)

◆60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがある方(日常生活が極度に制限される程度)には通知をしていません。接種にあたっては主治医と相談の上、接種当日に保険証、身体障害者手帳を持参してください。

◆生活保護受給中の方は無料ですが申請が必要です。申請は10月1日(水)～印鑑を持参し、市役所1階福祉課福祉援護係へ。